

成年後見人材育成研修（委託研修）開催要項

成年後見人材育成研修(委託研修)（以下、「委託研修」）は、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会への委託により実施される研修です。

1. 研修目標
- (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、権利擁護センターぱあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
 - (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

2. 日 時
- 1日目 2024年 9月21日(土) 9時40分～17時30分
 - 2日目 2024年10月26日(土) 10時00分～17時20分
 - 3日目 2024年11月24日(日) 10時00分～17時20分
 - 4日目 2024年12月22日(日) 10時00分～16時15分

3. 会 場 PROP三条館 2階
(所在地 仙台市青葉区三条町10-19)
会場には駐車場がございません。公共交通機関をご利用ください。

4. カリキュラム(予定) 別紙参照
- (1) 講義・演習等：4日間 23時間
 - (2) 事前課題：指定する6課目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。

5. 受講対象 下記のいずれかの者で、「6 受講要件」の全てを満たす者。
- (1) 社会福祉士会の権利擁護センターぱあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
 - (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

6. 受講要件
- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
 - (2) 次に挙げるa～cのいずれかを満たす者
 - a 日本社会福祉士会の基礎課程(基礎研修Ⅰ～Ⅲ)を修了している者
 - b 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
 - c 認定社会福祉士である者
 - (3) カリキュラムの全課程を出席できる者
 - (4) 宮城県社会福祉士会としての受講要件を満たす者
 - ①会費の滞納がない者
 - ②運営費の未納がない者
 - ③受任可能な者

7. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

| 区分 | 都道府県社会福祉士会名 | 定員 |
|-------------------------|-------------|-----|
| 研修を主管する社会福祉士会(主管社会福祉士会) | 宮城県社会福祉士会 | 15名 |

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

8. 受講費 5万円(別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。)
※一端納入された受講費は、主催者(研修を主管する社会福祉士会)の責による以外は返金いたしません。

9. 申 込 Googleフォームよりお申込みください。
URL <https://forms.gle/3GvwvtETWNNkz8mm6>



QRコード →

申し込み後、入力内容がメール送信されます。届かない場合は迷惑メールに入っている可能性もありますので必ずご確認ください。迷惑メールに届いていない場合は申し込みされていない可能性がありますので宮城県社会福祉士会までお問い合わせください。

入力に必要な事項は①自宅住所②携帯電話番号③勤務先④会員番号⑤社会福祉士登録番号などです。準備の上お申し込みをお願いいたします。

◆申込期間 6月15日～6月30日
※先着順ではありません。選考をいたします。

10. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。
①主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。

11. 受講可否の連絡等

- ・受講可否は、8月上旬までに郵送にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- ・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
- ・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

12. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- ・面接授業の出席が100%であること
- ・事前課題を提出すること
- ・修了評価で一定の水準を満たすこと

13. 研修単位について

(1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、専門課程の2単位となります。

(2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）

単位数：2単位

認証番号：20160004

注：分野については、認定社会福祉士の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

15. 主 催 公益社団法人日本社会福祉士会
主 管 一般社団法人宮城県社会福祉士会

～その他

①新型コロナウイルス感染状況によってZoom研修に変更になる可能性があります。研修途中でも変更する可能性がありますので、Zoom環境の準備をお願いいたします。環境が整わず受講が難しい場合でも受講料の返金はいたしません。

②開催要項等内容変更時は宮城県社会福祉士会HPで周知をいたします。

【問合せ先】 一般社団法人宮城県社会福祉士会事務局

住 所：〒981-0935 仙台市青葉区三条町10-19PROP三条館内

TEL：022-233-0296 FAX：022-393-6296 Eメール：mail@macsw.jp

成年後見人材育成研修 標準カリキュラム

使用テキスト ①『権利擁護と成年後見実践』（メインテキスト） ②『後見六法』 ③『専門職後見人と身上監護』
④『成年後見実務マニュアル』 ⑤参考資料集等

| | 課目 | 課目の目標 | 時間(分) | 形態 | 講師 | 使用テキスト | | | | | 課題 | |
|------------------------|---|---|-------|----------|---|--------|---|---|---|---|----|---|
| | | | | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | | |
| 9/21 1日目 (390分) | 0 研修ガイダンス 9時40分～10時10分 | 1 研修の目的を確認する 2 研修概要、スケジュール、事前課題とその取り扱い等を理解する 3 受講における留意点及び修了要件を理解し、受講姿勢を明確にする | 30 | 講義 | 権利擁護センターばあとなあ宮城 運営委員長 東寺大輔 | | | | | | ○ | |
| | 1 成年後見制度の解説 10時10分～12時20分 (10分休憩を含む) | 1 成年後見制度が成立した背景及び制度の趣旨と理念を理解する。 2 法定後見制度と任意後見制度の概要を理解する。 3 成年後見制度の周辺にある制度を理解する。 4 弁護士や司法書士等の専門職との連携について理解する。 | 120 | 講義 | 仙台弁護士会依頼予定 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ● |
| | 2 成年後見活動における判断能力のとらえ方 13時10分～14時10分 | 1 成年後見制度における診断書、鑑定書について理解する。 2 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を理解するために必要な医学的知識を修得する。 | 60 | 講義 | 医師 | ○ | ○ | | | | | |
| | 3 社会福祉士と成年後見 ～権利擁護の視点から 14時10分～17時30分 (20分休憩を含む) | 1 社会福祉士の専門性を活かした権利擁護の視点を理解する。 2 権利擁護の諸制度や成年後見制度の課題と最新動向を理解する。 | 180 | 講義 | 権利擁護センターばあとなあ宮城運営委員長 東寺大輔 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| 10/26 2日目 (360分) | 4 財産法の基礎 10時～12時 | 成年後見制度活用のための財産法の基礎的知識を修得する。 | 120 | 講義 | リーガルサポート宮城支部依頼予定 | ○ | ○ | | | | | ● |
| | 5 財産管理のための知識 13時～14時30分 | 1 成年後見制度活用のための財産管理の基本的事項を理解する。 2 財産管理に必要な具体的方法に関する知識を修得する。 | 90 | 講義 | リーガルサポート宮城支部依頼予定 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |
| | 6 後見事務の実際1 14時40分～15時40分 | 具体的事例を通して、財産管理の方法を理解する | 60 | 報告 解説 | 報告者：権利擁護センターばあとなあ宮城成年後見人等候補者名簿登録者 解説者：課目5担当講師等 | ○ | ○ | | ○ | | | |
| | 7 家庭裁判所の 実務の理解 15時50分～17時20分 | 1 家裁における後見担当部局の概要（裁判官、調査官、書記官それぞれの役割）を理解する。 2 家裁における家事審判手続きについて理解する。 3 不正防止への取り組み（監督人の選任、後見支援信託）について理解する。 | 90 | 講義 | 仙台家庭裁判所依頼予定 | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 11/24 3日目 (360分) | 8 家族法の基礎 10時～12時 | 1 成年後見制度活用に必要な親族法の基礎知識を修得する。 2 成年後見制度活用に必要な相続法の基礎知識を修得する。 | 120 | 講義 | 仙台弁護士会依頼予定 | ○ | ○ | | | | | ● |
| | 9 身上保護（身上監護） のための知識 13時～15時40分（10分休憩を含む） | 1 身上保護（身上）監護とされる項目を修得する。 2 成年後見制度活用上の留意点に配慮できるようになる。 3 権利侵害に対抗できる手続きを理解する。 | 150 | 講義 | 権利擁護センターばあとなあ宮城運営委員長 東寺大輔 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 10 後見事務の実際2 15時50分～17時20分 | 具体的な活動事例を通して身上保護（身上監護）の方法を理解する | 90 | 報告 解説 | 報告者：権利擁護センターばあとなあ宮城成年後見人等候補者名簿登録者 解説者：課目9担当講師 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 12/22 4日目 (300分) | 11 演習1 ニーズの把握と対応 10時～12時 | 1 権利擁護ニーズについて理解する。 2 権利擁護に関わる制度の特徴と活用方法を理解する。 | 120 | 演習 | 権利擁護センターばあとなあ宮城 運営委員長 東寺大輔 | ○ | ○ | | ○ | | | ● |
| | 12 演習2 ネットワーク活用による権利擁護（それぞれの立場での権利擁護実践） 13時～15時 | 1 制度の限界を理解する 2 権利擁護について社会福祉士がとるべき態度について理解する。 | 120 | 演習 | 権利擁護センターばあとなあ宮城 運営委員長 東寺大輔 | ○ | ○ | | ○ | | | ● |
| | 13 今後の活動について 15時15分～16時15分 | 1 研修を振り返り、成年後見人に必要な知識・技術を共有する。 2 成年後見制度を活用するために必要な知識の理解度を確認するため、修了試験を行う。 | 60 | 講義 | 権利擁護センターばあとなあ宮城 運営委員長 東寺大輔 | ○ | ○ | | | ○ | | ● |